

目途に、推進会議での議論を踏まえ本部における検討を経て、障害者制度改革の基本的な方針について閣議決定を行うこととしている。

我が国の障害者に係る制度改革に向けたこうした検討は、国連における障害者権利条約の採択が重要な背景となっている。

障害者権利条約は、平成13年の国連総会決議により障害者の権利及び尊厳を保護し及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約を検討することを目的とする委員会が設置され、計8回の会合を経て、18年12月、第61回国連総会本会議において採択されたものである。同条約は、19年3月30日に署名のために開放され、我が国は、同年9月、この条約に署名した。同条約は20年5月に発効している。

第2節

障害者に係る施策の経緯

我が国の障害者施策は、昭和45年の「心身障害者対策基本法」において、その総合的推進を図ることが示され、その後、56年の「国際障害者年」を契機として、さらに推進が図られることとなった。58年には、「国際障害者年」を受けて「国連障害者の十年」が宣言されたことを踏まえ、我が国における最初の障害者施策に関する長期計画が策定された。平成5年には、「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改められるとともに、障害者施策を総合的かつ計画的に推進すること等が示された。こうした経過を経て、障害者の自立と社会参加に関し10年間の期間にわたる計画を策定し、これに基づき総合的かつ計画的に施策を推進するという枠組みに沿って、今日まで、取り組みが進められてきている。

平成21年度は、15年度から24年度までを計画期間とする「障害者基本計画」の7年度目に当たるとともに、19年12月に旧本部に

おいて決定された同基本計画の後期5年間ににおける「重点施策実施5か年計画」(以下「後期5か年計画」という。)の2年度目に該当する年であった。これらの計画では、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」とすることを目指すべき社会の姿とし、その実現を図るための施策として、各省庁における障害者に係る施策を記載している。

平成16年6月に、障害者基本法が改正された。この改正では、目的規定において障害のある人の自立や社会参加の支援等が示され、また、基本的理念として障害を理由とする差別等の禁止が規定されたほか、「障害者週間(12月3日から9日まで)」の設置、都道府県及び市町村における障害者計画の策定義務化、同基本計画の策定等にかかわる「中央障害者施策推進協議会」の内閣府への設置等が規定された。同協議会は障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者から内閣総理大臣が任命している。以後、これまで各施策分野において同法の趣旨等を踏まえた制度改正等が行われて、現在の我が国における障害者施策体系が構成されている。

生活支援の分野においては、障害があっても地域で安心して暮らせる社会を構築するため、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目指して、平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとに提供されていた福祉サービスについて、一元的に市町村が提供する仕組みに改められるとともに、利用者負担の見直しや国の財政責任の強化を通じて安定的な制度の構築が図られた。

障害者自立支援法の導入にあたり、激変緩和の施策として、平成18年12月に「特別対策」を、19年12月に「緊急措置」を講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを行ってきた。

	平成16年 4月	平成17年 4月	平成18年 4月	平成19年 4月	平成20年 4月	平成21年 4月
全体的 枠組み	障害者 基本法の 改正 (5月)	改正障害 者基本法 の施行 (6月)		改正障害者基本法 の施行(4月) (市町村障害者 計画の義務化)		障がい者制度 改革推進本部 設置の閣議決定 (12月)
生 活 支 援		発達障害 者支援法 の成立 (12月)	発達障害 者支援法 の施行 (4月)	障害者自立 支援法の成立 (10月)	障害者自立 支援法の一 部施行(4月)	障害者自立支 援法の施行 (10月)
生 活 環 境		ユニバーサル デザイン政策 大綱の公表 (7月)		高齢者、障害者 等の移動等の円 滑化の促進に関 する法律の成立 (6月)	高齢者、障害者 等の移動等の円 滑化の促進に関 する法律の施行 (12月)	
教育・ 育成		中央教育審議会 「特別支援教育を推進 するための制度の在り 方について(答申)」 (12月)	学校教育法 等の一部改正 法の成立 (6月)	教育基 本法の 改正 (12月)	改正学校 教育法等 の施行 (4月)	教育振興基 本計画閣議 決定 (7月)
雇用・ 就業		障害者雇用 促進法の一 部改正法の 成立(6月)	改正障害者 雇用促進法 の一部施行 (10月)	改正障害者 雇用促進法 の施行 (4月)		障害者雇用促進 法の一部改正法 の成立(12月)
						改正障害者 雇用促進法 の施行(4月)

■ 図表1-3 障害者施策に係る予算額の推移

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(参考)
予算額	9,989	10,191	11,222	11,775	11,953	12,968
	(3,335)*	(3,571)*	(3,674)*	(3,725)*		

* () 内の数字は、「障害者にやさしいまちづくりの推進」の経費（外数）である。当該経費は、平成21年度以降、特定が困難となっているが必要な対策は引き続き推進している。

■ 図表1-4 障害者数

	総数	在宅者	施設入所者
身体障害児・者	366万人	358万人	9万人
知的障害児・者	55万人	42万人	13万人
精神障害者	323万人	290万人	33万人

こうした中、平成21年9月の連立政権合意において、「障害者自立支援法」を廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくるとされ、同年12月に閣議決定により設置された本部の下で、障害当事者を中心とする推進会議を開催し、障害のある方等関係者のご意見を十分

従来、身体障害、知的障害、精神障害という3つの枠組みでは的確な支援が難しかった発達障害のある人に対しては、その障害の定義を明らかにするとともに、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて一体的な支

援を行う体制整備を行うため、「発達障害者支援法」が平成16年12月に成立し、17年4月から施行された。

次に、生活環境の分野においては、平成12年3月、ハード面、ソフト面を含めた社会全体のバリアフリー化を効果的かつ総合的に推進するため、閣議口頭了解により、「バリアフリー化に関する関係閣僚会議」が設置され、平成16年6月、同会議は、政府が一体となってハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化に取り組むための指針として「バリアフリー化推進要綱」を決定した。また、18年6月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（「バリアフリー新法」）が成立し、同年12月から施行された。これにより、当事者の参画による基本構想の策定や、公共交通機関、道路、建築物のみならず、都市公園、路外駐車場を含め、障害のある人等が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進等が図られることとなった。20年3月には、施設や製品等について新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすいデザインにするという考え方であるユニバーサルデザインの浸透を踏まえ「バリアフリーに関する関係閣僚会議」において、「バリアフリー化推進要綱」を改定し、バリアフリーとともにユニバーサルデザインを併

せて推進することを明確化した「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が決定した。また、同様の趣旨から、同じく3月、閣議口頭了解の一部改正によって「バリアフリーに関する関係閣僚会議」を改組し、「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議」を設置した。

教育・育成の分野においては、障害のある児童生徒等の一人一人の教育的ニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行うため、従来の盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校の制度に転換すること等を内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成18年6月に成立し、19年4月から施行された。

また、平成18年12月には、「教育基本法」が全面的に改正され、同月から施行されたところであり、障害のある児童生徒等についても、その障害の状態に応じ十分な教育を受けられるよう、必要な支援を国及び地方公共団体が講じなければならない旨が、「教育の機会均等」に関する規定に新たに明記された。さらに、この改正教育基本法の理念の実現に向け、今後おおむね10年先を見通した教育の目指すべき姿と、20年度から24年度までの5年間に政府が総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示した「教育振興基本計画」が20年7月に閣議決定された。

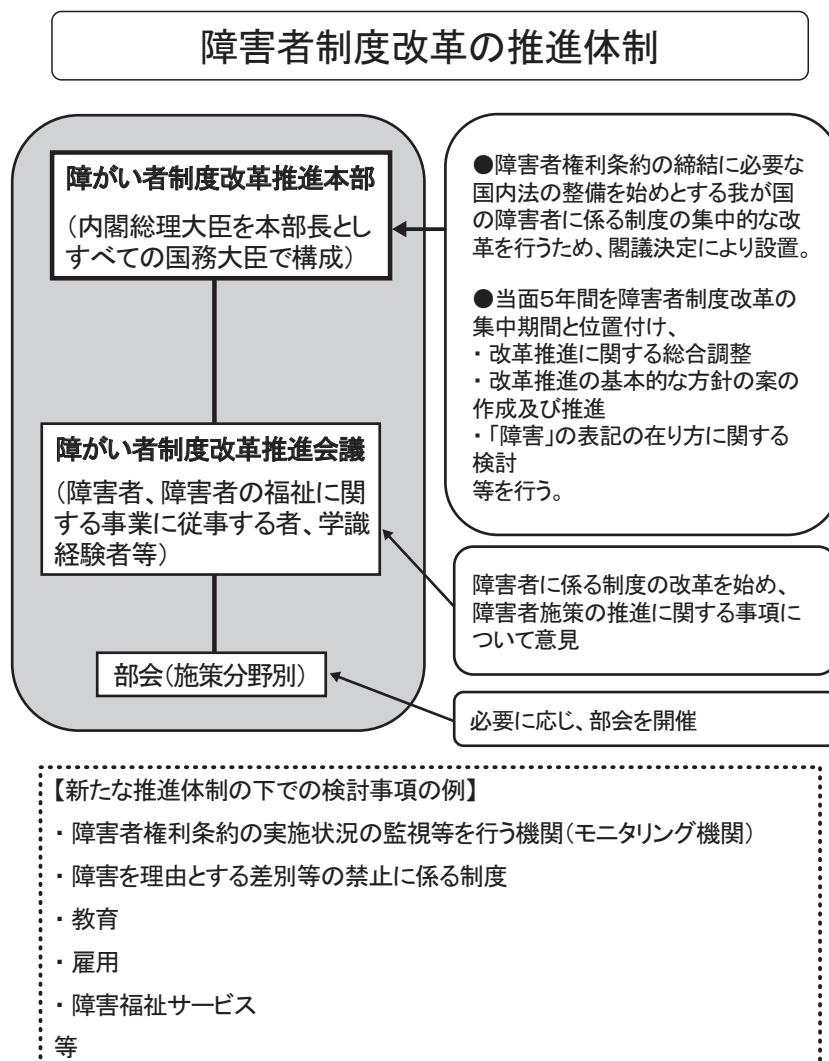
雇用・就業の分野においては、障害のある



障がい者制度改革推進会議



■ 図表15 障害者制度改革の推進体制について



人の社会参加に伴いその就業に対するニーズが高まっており、障害のある人の就業機会の拡大による職業的自立を図ることが必要なことから、中小企業における障害者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が平成20年12月に成立し、21年4月から順次施行されている。

さらに、国際的な取組として平成20年5月には、「アジア太平洋障害者の十年」(2003～2012年)の行動計画である「びわこミレニウム・フレームワーク(BMF)」に係る後期5年間の行動指針として、「びわこプラス

ファイブ」が国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)において採択された。

このように、平成16年における「障害者基本法」の改正以降、我が国の障害者施策は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を支え合う「共生社会」の実現に向けて着実に推進されてきたところである。

「中央障害者施策推進協議会」においては、平成21年度では、内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣(障害者施策)等の出席の下、12月に第6回会合が開催され、今後の障害者施策の在り方等について審議が行われた。

平成21年度は新たに「障がい者制度改革推進本部」が設置されるとともに、障害当事

者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が開催されるなど、今後の障害者施策を展望する上で画期的な1年となった。

第3節

障害者基本計画、重点施策実施5か年計画の推進

「障害者基本法」第9条に基づき、国は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害のある人のための施策に関する基本的な計画を策定することを義務づけられており、平成14年12月、現行の「障害者基本計画」が閣議決定されている。

同基本計画は、平成15年度から24年度までの10年間を計画期間としており、「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」といった前長期計画の理念を継承するとともに、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の下に、障害のある人が、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下にあらゆる活動に参加・参画できる社会の実現を目指し、計画期間中に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めている。

また、同基本計画の「推進体制等」において、「基本計画に基づく諸施策の着実な推進を図るため、具体的な目標及びその達成期間を定めた重点施策実施計画を策定し実施することとされており、これを踏まえ、「重点施策実施5か年計画」が決定されている。同基本計画の前期に当たる平成15年度から19年度までの5年間を計画期間とする「重点施策実施5か年計画」(14年12月24日障害者施策推進本部決定。以下「旧5か年計画」という。)が定められ、各府省間の緊密な連携の下に推進が図られた。旧5か年計画の進ちょく状況については、19年度末までの実績が取りまとめられている。

これに引きつづき平成19年度に同基本計画の後期に当たる平成20年度から24年度までを計画期間とする後期5か年計画が、障害当事者、その家族、関係団体、学識経験者等延べ120の団体・個人から意見聴取や「中央障害者施策推進協議会」の審議等を経て、決定された。

後期5か年計画は、自立と共生の理念の下に、「共生社会」の実現に真に寄与するようにするため、

地域での自立生活を基本に、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等の障害の特性に応じ、障害者のライフサイクルの全段階を通じた切れ目のない総合的な利用者本位の支援を行うこと

障害者の地域における自立や社会参加に係る障壁を除くための誰もが快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備や、IT(情報通信技術)の活用等による障害者への情報提供の充実等を図ること

「障害者自立支援法」の抜本的な見直しの検討とその結果を踏まえた計画の必要な見直しを行うこと

障害者権利条約の可能な限り早期の締結を目指しての必要な国内法令の整備を図ること

の4点に重点を置いて施策展開を図ることとしている。

また、後期5か年計画では、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について、旧5か年計画の倍に相当する120の施策項目並びに新規42項目を含む57の数値目標(旧5か年計画では34項目)及びその達成期間等を定めている。後期5か年計画においては、個々の障害に係るニーズや社会・経済の状況等に適切に対応するとともに、必要に応じ計画の見直しを行うこととしているほか、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、その進ちょく状況を毎年度、「中央障害